



# 新電波型式での免許申請書の書きかた IC-756PROII

平成16年1月13日より電波法の改正に伴い、電波型式の表示および無線局免許状への記載方法が改正されています。この改正により、新しく無線局免許を申請するときは、無線局申請書(無線局事項書/工事設計書)に新しい電波型式による記載が必要となります。

新電波型式での「無線局事項及び工事設計書」は、以下の要領で記入してください。

<sup>21</sup> 希望する周波数の範囲、空中線電力、電波の型式

周波数帯	空中線電力	電波の型式
1.9M	100	A1A
3.5M	100	3HA
3.8M	100	3HD
4.630k	100	A1A
7M	100	3HA
10M	100	2HC
14M	100	2HA
18M	100	3HA
21M	100	3HA
24M	100	3HA
28M	100	3VA
50M	100	3VA

電波の型式は、一括記載コードで記入できます。一括記載コードの中に、希望する電波型式が無い場合は、個々に新電波型式で記入してください。

## ■保証の申請について

付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランスバーターやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社に必要事項を記入した「アマチュア局の無線設備の保証願書」を、「無線局申請書」に添えて申請してください。

なお、保証願書および申請に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。  
〒112-0011 東京都文京区千石4-22-6 TSS株式会社 保証事業部  
電話番号：03-5976-6411

## ■旧電波型式の"F1"および"F2"について

旧電波型式表示の"F1"には、RTTY、パケットやPSKなどを使用した通信が含まれていましたが、新電波型式表示ではこれらが区別され、RTTYは"F1B"、PSK31などは"G1B"、パケットはFSKの場合"F1D"、PSKの場合は"G1D"と細分化されています。また旧電波型式表示の"F2"には、CW、RTTY、パケットなどのトーン信号を使用した通信が含まれていましたが、新電波型式表示ではこれらが区別され、CWは"F2A"、RTTYは"F2B"、パケットは"F2D"と細分化されています。

なお、新電波型式表示の詳細については、弊社ホームページ、または(社)日本アマチュア無線連盟(JARL)のホームページをご覧くださいませようお願いいたします。

アイコムホームページ <http://www.icom.co.jp>  
JARLホームページ <http://www.jarl.or.jp>

22 工事設計	第1送信機	第2送信機	第3送信機
変更の種類	取替 増設 撤去 変更	取替 増設 撤去 変更	取替 増設 撤去
技術基準適合証明番号	技術番号を記入		
発射可能な電波の型式、周波数の範囲	A1A 1.9MHz帯 A1A,A3E,J3E,F1B 3.5MHz帯 A1A,A3E,J3E 3.8MHz帯 (A1A,J3E 3,747~3,754kHz) A1A 4.630kHz A1A,A3E,J3E,F1B 7MHz帯 A1A,F1B 10MHz帯 A1A,A3E,J3E,F1B 14MHz帯 A1A,A3E,J3E,F1B 18MHz帯 A1A,A3E,J3E,F1B 21MHz帯 A1A,A3E,J3E,F1B 24MHz帯 A1A,A3E,J3E,F3E,F1B 28MHz帯 A1A,A3E,J3E,F3E,F1B 50MHz帯		
変調の方式	A3E 数値演算型低電力変調 J3E 数値演算型平衡変調 F3E 数値演算型周波数変調		
定格出力	100W		
終段管	名称 個数 2SC5125×2		
	電圧 13.0V		
送信空中線の型式		周波数測定装置	A 有(誤差 ) B 無
その他の工事設計	電波法第3章に規定する条件に合致している	添付図面	<input checked="" type="checkbox"/> 送信機系統図

本機に、技適証明マークと技適証明番号が印刷されたシールを貼っています。その番号を記入してください。必ず、申請に使用するトランスバーター本体をご確認ください。

「技術基準適合証明番号」を記入しているときは、記入する必要はありません。付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランスバーターやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社の保証を受ける必要があります。したがって、網掛け部分に発射可能な電波型式などを追記し、お使いになる装置を含めた送信系統図を添付して申請してください。

使用するアンテナの型式を記入してください。

※工事設計書には、一括記載コードではなく、個別の新電波型式を記入してください。

## アイコム株式会社

本社 547-0003 大阪市平野区加美南1-1-32  
 北海道営業所 003-0806 札幌市白石区菊水6条2-2-7 TEL 011-820-3888  
 仙台営業所 983-0857 仙台市宮城野区東十番丁54-1 TEL 022-298-6211  
 東京営業所 108-0022 東京都港区海岸3-3-18 TEL 03-3455-0331  
 名古屋営業所 468-0066 名古屋市中白区元八事3-249 TEL 052-832-2525  
 大阪営業所 547-0004 大阪市平野区加美鞍作1-6-19 TEL 06-6793-0331  
 広島営業所 733-0842 広島市西区井口3-1-1 TEL 082-501-4321  
 四国営業所 760-0071 高松市藤塚町3-19-43 TEL 087-835-3723  
 九州営業所 815-0032 福岡市南区塩原4-5-48 TEL 092-541-0211

高品質がテーマです。

# ■バンドの使用区分について

電波を発射するときは、下記の使用区分図にしたがって運用してください。  
 なお、バンドプラン(使用区分)は改訂される場合があります。  
 最新の情報は、JARLニュースなどでご確認ください。



# ■送信系統図

